

2019年6月7日

株 主 各 位

東京都杉並区上井草一丁目33番5号

株式会社ニチリョク

代表取締役会長兼社長 寺 村 久 義

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月21日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月24日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ 14階 クレセントルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第53期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 取締役2名選任の件
第2号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nichiryoku.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 株式会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により、緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦ならぬ貿易戦争や世界経済の停滞等、先行き不透明な要因を包含する形で終えました。

当社が属するメモリアル産業は、高齢者が増加傾向にあるにもかかわらず、霊園事業においては、埋葬の選択肢の多様化に伴い、比較的高価格となる墓地墓石の購入層は年々減少する傾向にあります。一方、首都圏に永住される消費者が所有する故郷のお墓を引っ越しする需要は、緩やかに増加しております。

この流れに対応すべく当社は、様々なお墓の形態を兼ね備えた霊園を開発すると共に、供養の全てを網羅し、価格においてもご満足いただける堂内陵墓事業への拡充を図っております。

葬祭事業においては、葬儀の小規模、地味化傾向が一層顕著となる中、インターネット媒体を中心に業者間の価格競争は激化し、施行単価が下落するという厳しい環境下にあるものの、生花祭壇葬「愛彩花(あいさいか)」と共に、家族葬を中心としたラステル葬が消費者から安定的な支持を受けており、施行件数は堅調に推移しました。

当事業年度は、特に供給過多の環境下にある堂内陵墓事業の状況を鑑み、前事業年度に比べ販売費及び一般管理費を3億2千9百万円削減し、減収となりましたが、利益においては黒字に転換いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高32億6千2百万円（前事業年度7.0%減）、営業利益1億7千4百万円（前事業年度370.7%増）、経常利益1億4百万円（前事業年度は3千7百万円の経常損失）、当期純利益5千万円（前事業年度は4億8千5百万円の当期純損失）となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### 霊園事業

屋外墓地につきましては、高齢化により成約件数は順調に増加しているものの、埋葬に対する価値観の変化や選択肢の多様化に伴い、比較的高価格となる墓地墓石の購入層は年々減少の一途にあります。

それに対し、樹木墓や共有墓等の需要は急激に増加し、施工単価の下落がより顕著化している状況を踏まえ、募集販売を受託している既存霊園の改造等、販売戦略の見直しを適宜行っております。

売上高は、13億1千2百万円(前事業年度0.9%減)となりました。

#### 堂内陵墓事業

第六号「赤坂一ツ木陵苑(東京都港区)」並びに第七号「大須陵苑(名古屋市中区)」は、消費者の価値観を超える重厚な施設と立地が好評を得ております。

しかしながら、近年、特に東京都内において、主に団塊の世代をターゲットとした納骨堂(自動搬送式を含む)の建設ラッシュがあり、供給過多の環境下にあります。それに応じた販売戦略の見直しを行ったものの及ばず、計画を大幅に下回る結果となりました。

売上高は、2億8千9百万円(前事業年度43.0%減)となりました。

#### 葬祭事業

死亡者数が年々増加傾向にある中、当社は終活セミナーや様々なイベントを開催し、潜在顧客を受注に繋げる取り組みを積極的に行っております。

会員制の生花祭壇葬「愛彩花」並びに家族葬、直葬施設を併設した独自のブランド「ラステル(ラストホテル)」は、「小規模でありながらも心のこもった葬儀」を望む現代の消費者から好評を得ております。

また、マスメディアにも多数取り上げられ認知度は確実に高まっており、施行件数は双方共堅調に推移しております。

売上高は、16億6千1百万円(前事業年度1.0%減)となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資総額は、2千4百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として27億円及び短期借入金として7千3百万円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 5 0 期<br>2016年3月期 | 第 5 1 期<br>2017年3月期 | 第 5 2 期<br>2018年3月期 | 第 5 3 期<br>(当事業年度)<br>2019年3月期 |
|---------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                           | 3,688               | 3,919               | 3,509               | 3,262                          |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (百万円)              | 207                 | 124                 | △37                 | 104                            |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (百万円)            | 103                 | 91                  | △485                | 50                             |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (円)<br>(△) | 8.31                | 7.36                | △388.63             | 40.20                          |
| 総 資 産 (百万円)                           | 11,605              | 11,571              | 9,930               | 9,710                          |
| 純 資 産 (百万円)                           | 3,730               | 3,744               | 3,211               | 3,242                          |
| 1株当たり純資産 (円)                          | 298.49              | 299.62              | 2,570.26            | 2,594.95                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っておりますが、第52期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。なお、第51期以前の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、当該株式併合前の数値を記載しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

霊園事業につきましては、好立地、好ロケーションを重視した新規霊園の開発及び募集販売実績のある霊園の増設、改造を中心に行うと共に、関係寺院及び墓地候補地の見極めを一層強化し適宜対処する所存であります。

堂内陵墓事業につきましては、特に東京都内における納骨堂(自動搬送式を含む)の建設ラッシュは一服すると思われるものの、劇的な売上高の回復には一定期間かかることを想定しております。消費者のニーズを見極め、抜本的な広告及び販売戦略を見直し、収益を追求する体制を構築して参ります。

葬祭事業につきましては、愛彩花葬の受注拡大には生前予約をいただくことが不可欠であります。その会員組織である「愛彩花倶楽部」の会員獲得と共に、終活セミナーや様々なイベント等をより積極的に開催し、潜在顧客を受注に繋げる施策を打って参ります。また、「ラステル」を軸とした愛彩花倶楽部会員以外の一般顧客向け家族葬、直葬による受注拡大を図り、当社の中核をなす事業となるよう進めて参ります。

財務につきましては、現在及び将来にわたって必要な営業活動及び債務の返済等に備えるため、営業活動により得られたキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入を基本としております。

これら営業及び財務活動により調達した資金は、事業運営上必要な流動性を確保することに努め、機動的且つ効率的に使用することに加え、有形固定資産や投資その他の資産の流動化を推し進め、財務体質の向上に繋げて参ります。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

墓地・墓石の企画、販売、施工

納骨堂の企画、販売受託

葬儀・法事の施行、仏壇・仏具、返礼品の販売

(6) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

本社 社：東京都杉並区上井草一丁目33番5号

日の出工場：東京都西多摩郡日の出町大久野7012

葬祭事業部：東京都練馬区谷原五丁目4番20号

ラステル久保山：神奈川県横浜市西区境之谷4番2号

ラステル新横浜：神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番19号

支店：多摩、横浜、東葛、朝霞、鹿児島、両国、  
赤坂、名古屋

営業所：京都、大阪

管理事務所：多摩、西日暮里、赤塚、高島平(2ヵ所)、朝霞東、  
八千代、横浜三保

(7) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 |
|------------|-------------------|
| 115 (72) 名 | 10減 (2減) 名        |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額       |
|-------------------------|-------------|
| 東 京 信 用 金 庫             | 1,275,262千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 692,685千円   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行       | 520,000千円   |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 425,000千円   |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行         | 340,000千円   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 270,000千円   |
| 株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行     | 210,440千円   |
| 株 式 会 社 第 四 銀 行         | 202,800千円   |
| 株 式 会 社 滋 賀 銀 行         | 167,035千円   |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行         | * 157,320千円 |
| 株 式 会 社 東 日 本 銀 行       | 123,600千円   |
| 株 式 会 社 百 十 四 銀 行       | 101,400千円   |

(注) 借入金残高には協調融資団によるものが含まれております。

協調融資団の内容

\* 幹 事 株式会社横浜銀行

参 加 行 2行

総融資金額 157,320千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 当社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- |              |            |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数   | 4,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 1,374,101株 |
| ③ 株主数        | 2,334名     |
| ④ 単元株式数      | 100株       |
| ⑤ 大株主（上位10名） |            |

| 株 主 名               | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------|-------|---------|
| 株 式 会 社 エ ム エ ス シ ー | 169千株 | 13.57%  |
| 株 式 会 社 サ ン ・ ラ イ フ | 90千株  | 7.21%   |
| 佐 藤 兼 義             | 80千株  | 6.41%   |
| 阪 田 和 弘             | 68千株  | 5.46%   |
| 佐 藤 創 也             | 58千株  | 4.71%   |
| 寺 村 久 義             | 53千株  | 4.24%   |
| 増 子 雅 洋             | 44千株  | 3.53%   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 40千株  | 3.20%   |
| 東 京 信 用 金 庫         | 18千株  | 1.44%   |
| ク オ レ 株 式 会 社       | 16千株  | 1.29%   |

（注）1. 当社は、自己株式を124,580株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|-----------|-------------------------|
| 取 締 役 会 長 | 寺 村 久 義   | 株式会社エムエスシー 代表取締役        |
| 代表取締役社長   | 矢 田 欣 也   | 社長執行役員開発本部長             |
| 取 締 役     | 小田部 裕 行   | 上席執行役員サービス推進本部長         |
| 取 締 役     | 五 嶋 美 樹   | 上席執行役員経営統括本部長           |
| 取 締 役     | 寺 村 公 陽   | 上席執行役員サービス推進本部事業サポート部長  |
| 取 締 役     | 宮 下 利 明   | 上席執行役員サービス推進本部葬祭事業部長    |
| 取 締 役     | 藤 澤 英 樹   | 上席執行役員サービス推進本部霊園事業部長    |
| 常 勤 監 査 役 | 宮 崎 芳 光   |                         |
| 監 査 役     | 藤 原 道 夫   | 公認会計士                   |
| 監 査 役     | 丸 野 登 紀 子 | 弁護士<br>株式会社地域新聞社 社外監査役  |

- (注) 1. 監査役藤原道夫氏及び監査役丸野登紀子氏は、社外監査役であります。
2. 監査役藤原道夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役丸野登紀子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2018年6月25日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、取締役村木昌彦氏は任期満了により退任いたしました。
- ②2018年6月25日開催の第52期定時株主総会において、新たに藤澤英樹氏は取締役に選任され就任いたしました。
5. 当事業年度末日後の重要な取締役の異動は、2019年4月1日付で、寺村久義氏が代表取締役会長兼社長兼社長執行役員サービス推進本部長に、矢田欣也氏が取締役に異動しております。
6. 当社は丸野登紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。



### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分            | 支 給 人 員   | 支 給 額             |
|----------------|-----------|-------------------|
| 取<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(一) | 90,769千円<br>(一)   |
| 監<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 11,050<br>(3,250) |
| 合 計            | 11        | 101,819           |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1999年6月24日開催の第33期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1995年6月30日開催の第29期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額11,554千円（取締役7名に対し10,824千円、監査役3名に対し730千円（うち社外監査役2名に対し130千円））が含まれております。
4. 当期末の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。上表の員数と相違しておりますのは、2018年6月25日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。

#### (4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役丸野登紀子氏は、株式会社地域新聞社の社外監査役であります。当社は同社との間に広告掲載の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                   |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 藤原 道夫  | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち12回に、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。          |
| 監査役 丸野 登紀子 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち12回に、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 |

ハ. 当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、社会情勢の変化なども踏まえ、精力的に適切な社外取締役の人選に努めましたところ、適任者を得ることができましたので、第53期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 21,500千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,500千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は会計監査人の解任、不再任等の決定の方針を次のとおりとしております。

- ① 会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。会計監査人の再任については、監査役会にて決議する。
- ② 当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合及び監査契約に違反した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査役会にて検討する。
- ③ 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任することができる。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、社長を委員長とする定例の「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、全社の法令及び定款の遵守状況を確認し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。

ロ. 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、ホットラインを設置し運営する。また是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。

ハ. 内部監査室は、全社の法令及び定款の遵守体制の問題及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。

ニ. 当社は、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人など、いわゆる反社会的勢力からの働きかけに対して毅然と対応し、不当要求に応じない。

ホ. 当社は、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、必要な内部統制の体制を整備する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）、その他の情報の取扱いについて「文書管理規程」を整備し、これらの情報の保存及び管理体制を構築する。

ロ. 当社は取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報は、取締役または監査役からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署において対応策の検討を行う。また、全社的に重大な損害を与えるリスクについては、取締役会において対応策の検討を行う。

ロ. 万一、損失の危険が発生した場合においても、取締役会がその対応を統括することで被害の最小化を図る。

ハ. 内部監査室は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規定を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ロ. 経営効率の向上及び意思決定の迅速化を図るため、取締役及び執行役員からなる会議を原則として月1回開催し、当社の全般的な重要事項について審議する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会の要請により、監査役スタッフとして、監査職務を円滑に遂行するために必要な人員を配置する。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 前項の監査役スタッフは、監査役の職務を補助するときは、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役会及び重要な経営会議については、監査役の出席を確保する。
- ロ. 取締役及び使用人は、経営、業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大な法令違反行為等を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。
- ハ. 監査役会の要請に応じ、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社は、監査役が、会計監査人、取締役、各部署から定期的に報告を受け、また各々と随時意見交換を行うことができる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① コンプライアンス

当社は、法令及び定款の遵守体制の実効性を確保・啓蒙するため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を当事業年度において4回開催いたしました。当委員会は、コンプライアンス体制の構築及び見直し、違反事案や内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議等も併せて行っております。使用人に対しては、コンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的の実施しております。



## ② リスク管理

当社は、リスク管理の方針を定め、取締役会においてリスク管理に係る評価及び対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めております。

## ③ 内部統制システム

当社は、内部監査室による業務及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っており、当事業年度においては、開示すべき重要な不備及び欠陥はございませんでした。

## ④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は当事業年度において14回開催し、監査役は、取締役会のほか、執行役員会その他重要な会議に出席し情報収集に努め、取締役の職務執行が法令及び定款に違反していないかを監査しております。

# 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、期末配当の年1回の剰余金の配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、再建途上のため、誠に遺憾ながら、期末配当は見送らせていただきます。



# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部                 |           |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
| 流 動 資 産         | 2,469,411 | 流 動 負 債                 | 2,713,888 |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,739,826 | 買 掛 金                   | 77,183    |
| 完 成 工 事 未 収 入 金 | 40,550    | 短 期 借 入 金               | 1,868,590 |
| 売 掛 金           | 204,957   | 1 年 内 償 還 予 定 社 債       | 335,100   |
| 永 代 使 用 権       | 192,300   | 未 払 金                   | 51,614    |
| 未 成 工 事 支 出 金   | 178,196   | 未 払 法 人 税 等             | 37,762    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 65,861    | 未 成 工 事 受 入 金           | 109,381   |
| そ の 他           | 47,731    | 預 り 金                   | 99,294    |
| 貸 倒 引 当 金       | △14       | 賞 与 引 当 金               | 36,530    |
| 固 定 資 産         | 7,241,089 | そ の 他                   | 98,432    |
| 有 形 固 定 資 産     | 2,327,194 | 固 定 負 債                 | 3,754,170 |
| 建 物             | 764,165   | 長 期 借 入 金               | 2,843,407 |
| 構 築 物           | 4,701     | 社 債                     | 319,750   |
| 機 械 装 置         | 181       | 退 職 給 付 引 当 金           | 330,482   |
| 車 輜 運 搬 具       | 147       | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 182,725   |
| 工 具 器 具 備 品     | 22,475    | そ の 他                   | 77,805    |
| 土 地             | 1,535,523 | 負 債 合 計                 | 6,468,058 |
| 無 形 固 定 資 産     | 199,487   | 純 資 産 の 部               |           |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 178,286   | 株 主 資 本                 | 3,199,463 |
| 電 話 加 入 権       | 21,201    | 資 本 金                   | 1,306,842 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 4,714,406 | 資 本 剰 余 金               | 958,082   |
| 投 資 有 価 証 券     | 345,600   | 資 本 準 備 金               | 958,082   |
| 出 資 金           | 6,120     | 利 益 剰 余 金               | 1,162,832 |
| 長 期 貸 付 金       | 81,550    | 利 益 準 備 金               | 96,139    |
| 長 期 前 払 費 用     | 7,782     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 1,066,693 |
| 保 険 積 立 金       | 521,143   | 別 途 積 立 金               | 1,260,000 |
| 差 入 保 証 金       | 2,702,090 | 繰 越 利 益 剰 余 金           | △193,306  |
| 長 期 未 収 入 金     | 376,096   | 自 己 株 式                 | △228,293  |
| 霊 園 開 発 協 力 金   | 470,372   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 42,978    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 165,324   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 55,440    |
| そ の 他           | 68,834    | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △12,461   |
| 貸 倒 引 当 金       | △30,507   | 純 資 産 合 計               | 3,242,441 |
| 資 産 合 計         | 9,710,500 | 負 債 純 資 産 合 計           | 9,710,500 |

(注) 金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 3,262,807 |
| 売 上 原 価                 |        | 1,055,274 |
| 売 上 総 利 益               |        | 2,207,532 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 2,033,179 |
| 営 業 利 益                 |        | 174,353   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 13,909 |           |
| そ の 他                   | 29,005 | 42,915    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 90,167 |           |
| そ の 他                   | 22,317 | 112,485   |
| 経 常 利 益                 |        | 104,783   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 1,111  |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 3,808  | 4,919     |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 746    |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 745    | 1,491     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 108,211   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 25,583 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 32,392 | 57,975    |
| 当 期 純 利 益               |        | 50,236    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                   | 株 主 資 本   |         |           |           |               |              |          |                |
|-----------------------------------|-----------|---------|-----------|-----------|---------------|--------------|----------|----------------|
|                                   | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利 益 剰 余 金 |           |               |              | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                                   |           | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金  |               | 利益剰余金<br>合 計 |          |                |
|                                   |           |         |           | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |          |                |
| 2018年4月1日 残高                      | 1,306,842 | 958,082 | 96,139    | 1,260,000 | △243,542      | 1,112,596    | △228,293 | 3,149,227      |
| 事業年度中の変動額                         |           |         |           |           |               |              |          |                |
| 剰余金の配当                            |           |         |           |           |               |              |          |                |
| 当期純利益                             |           |         |           |           | 50,236        | 50,236       |          | 50,236         |
| 自己株式の取得                           |           |         |           |           |               |              |          |                |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の変<br>動 額（純 額） |           |         |           |           |               |              |          |                |
| 事業年度中の変動額合計                       | —         | —       | —         | —         | 50,236        | 50,236       | —        | 50,236         |
| 2019年3月31日 残高                     | 1,306,842 | 958,082 | 96,139    | 1,260,000 | △193,306      | 1,162,832    | △228,293 | 3,199,463      |

|                                  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                        | 純資産合計     |
|----------------------------------|------------------|---------|------------------------|-----------|
|                                  | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 2018年4月1日 残高                     | 78,840           | △16,477 | 62,362                 | 3,211,590 |
| 事業年度中の変動額                        |                  |         |                        |           |
| 剰余金の配当                           |                  |         |                        |           |
| 当期純利益                            |                  |         |                        | 50,236    |
| 自己株式の取得                          |                  |         |                        |           |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の変動<br>額（純 額） | △23,400          | 4,015   | △19,384                | △19,384   |
| 事業年度中の変動額合計                      | △23,400          | 4,015   | △19,384                | 30,851    |
| 2019年3月31日 残高                    | 55,440           | △12,461 | 42,978                 | 3,242,441 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・永代使用权、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

##### ③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

- |               |                                                                                              |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ 役員賞与引当金     | 役員賞与の支出に備えるため、事業年度における支給見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。 |
| ④ 退職給付引当金     | 従業員の退職給付に備えるため、事業年度の末日における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。                                       |
| ⑤ 役員退職慰労引当金   | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。                                                     |
| ⑥ 霊園開発評価損失引当金 | 霊園開発投資案件の進捗状況を勘案し、個別に回収可能性を判断し、評価損失見込額を計上しております。                                             |

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- |                                                                                   |                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ① ヘッジ会計の方法                                                                        | 繰延ヘッジ処理によっております。                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッジ会計の方法</li> <li>・ヘッジ手段とヘッジ対象</li> </ul> | ヘッジ手段 … 金利スワップ<br>ヘッジ対象 … 借入金                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッジ方針</li> </ul>                          | 当社内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘッジ有効性評価の方法</li> </ul>                    | ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。 |
| ② 消費税等の会計処理方法                                                                     | 税抜方式によっております。                                  |

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 横浜銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(借入金残高1億5千7百万円)に係る財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：会社の破産・清算等および返済を遅延したとき

②特記事項：決算数値において

a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2011年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。

b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

(2) 宗教法人威徳寺のシンジケートローン契約(債務保証残高27億3千万円)に係る保証人としての財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：借入人または保証人の破産・清算等および返済を遅延したとき

②特記事項：保証人の決算数値において

a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2014年3月期末日の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。

b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。



## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

|      |             |
|------|-------------|
| 定期預金 | 517,910千円   |
| 建物   | 667,826千円   |
| 土地   | 1,175,658千円 |
| 計    | 2,361,394千円 |

上記の物件は、1年内返済予定の長期借入金1,175,466千円及び長期借入金2,206,748千円の担保に供しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

|  |             |
|--|-------------|
|  | 1,254,666千円 |
|--|-------------|

### (3) 保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 宗教法人威徳寺（金融機関等からの借入に対する保証） | 2,730,391千円 |
|---------------------------|-------------|

### (4) 霊園開発協力金から霊園開発評価損失引当金838,300千円を差し引いて計上しております。

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度末の発行済株式の数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,374,101株 |
|------|------------|

### (2) 当事業年度末の自己株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 124,580株 |
|------|----------|

### (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

該当事項はありません。

#### 4. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|             |            |
|-------------|------------|
| 繰延税金資産      |            |
| 未払事業税       | 4,478千円    |
| 貸倒引当金       | 8,077千円    |
| 退職給付引当金     | 101,193千円  |
| 役員退職慰労引当金   | 55,950千円   |
| 貸倒損失        | 162千円      |
| 賞与引当金       | 11,185千円   |
| 投資有価証券評価損   | 45,985千円   |
| 霊園開発評価損失引当金 | 256,687千円  |
| その他         | 108,278千円  |
| 繰延税金資産小計    | 592,000千円  |
| 評価性引当額      | △426,676千円 |
| 繰延税金資産合計    | 165,324千円  |
| 繰延税金資産の純額   | 165,324千円  |

##### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率             | 30.6% |
| (調整)               |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | △0.5% |
| 住民税均等割等            | 8.1%  |
| 評価性引当額             | 12.8% |
| その他                | 2.6%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 53.6% |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

事業投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。取引先宗教法人等に対し長期貸付を行っております。また、差入保証金は、霊園の募集及び墓石工事施工権利の確保を目的として霊園経営主体に差し入れております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に事業投資及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の1. 重要な会計方針に係る事項「(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項、①ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収状況及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                 | 貸借対照表計上額(*1) | 時価(*1)      | 差 額      |
|-----------------|--------------|-------------|----------|
| (1)現金及び預金       | 1,739,826千円  | 1,739,826千円 | －千円      |
| (2)長期貸付金 (*2)   | 79,548       | 79,158      | △389     |
| (3)差入保証金 (*3)   | 2,690,917    | 2,332,795   | △358,122 |
| (4)長期未収入金(*2)   | 351,717      | 145,344     | △206,373 |
| (5)短期借入金        | (12,668)     | (12,668)    | －        |
| (6)長期借入金(*4)    | (4,699,329)  | (4,668,004) | △31,325  |
| (7)社債(*5)       | (654,850)    | (655,214)   | 364      |
| (8)デリバティブ取引(*6) | (17,961)     | (17,961)    | －        |

(\*1)負債項目については( )で示しております。

(\*2)長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3)差入保証金については、敷金等の非営業保証金を控除しております。

(\*4)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金(1,855,922千円)を含んで表示しております。

(\*5)社債には1年内償還予定社債(335,100千円)を含んで表示しております。

(\*6)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期貸付金、(3) 差入保証金、(4) 長期未収入金

これらは一定の期間ごとに分類し、元利金の合計額を同様の新規貸付若しくは与信供与を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

また、貸倒懸念債権については、回収見込額により、時価を算定しております。

(5) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 社債

元利金の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

重要性のある取引がないため、記載を省略しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,594円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円20銭    |

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原 山 精 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 田 高 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチリョクの2018年4月1日から2019年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

### 株式会社ニチリョク 監査役会

常勤監査役 宮 崎 芳 光 ㊞

社外監査役 藤 原 道 夫 ㊞

社外監査役 丸 野 登 紀 子 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役2名選任の件

取締役 五嶋美樹および小田部裕行の各氏が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役矢田欣也氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                           | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 五嶋美樹<br>(1964年5月6日)         | 1987年4月 旭化成工業株式会社(現旭化成株式会社)<br>入社<br>1995年4月 当社入社<br>2013年4月 当社執行役員経営統括本部経営管理部長<br>2017年6月 当社取締役経営統括本部長補佐<br>兼経営統括本部経営管理部長<br>2018年6月 当社取締役経営統括本部長(現任) | 株<br><br>800   |
| 2         | ※<br>古内耕太郎<br>(1963年10月13日) | 1987年4月 A F L A C入社<br>2005年3月 燦ホールディングス株式会社入社<br>2009年4月 同社代表取締役社長就任<br>2016年6月 同社代表取締役社長退任<br>2019年3月 経営デザイン・Partners株式会社設立<br>(現任)                  | 株<br><br>—     |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 3. 古内耕太郎氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 古内耕太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、葬祭業最大手の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に反映していただくためであります。  
 5. 古内耕太郎氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

## 第2号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます小田部裕行氏および取締役を辞任されます矢田欣也氏並びに2018年2月28日をもって取締役を辞任されました青池悟氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

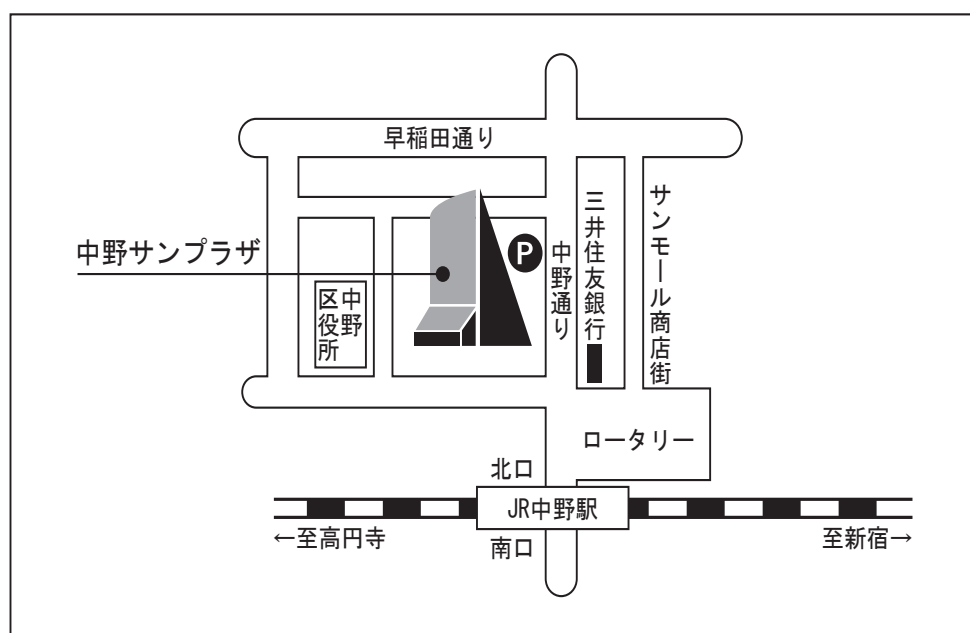
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名       | 略 歴               |
|-----------|-------------------|
| 小 田 部 裕 行 | 2013年6月 当社取締役(現任) |
| 矢 田 欣 也   | 2005年6月 当社取締役(現任) |
| 青 池 悟     | 2013年6月 当社取締役     |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中野区中野四丁目 1 番 1 号  
中野サンプラザ 14階 クレセントルーム  
電話 03 (3388) 1151 (代表)



(最寄駅)

中野駅 (JR中央線・総武線・東京メトロ東西線) 北口より徒歩約1分